

日程第30. 報告第12号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定）

○議長 宮城清政君 日程第30. 報告第12号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定）を議題とします。まず、提出者から報告を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 報告第12号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定）。地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記の事項について別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告いたします。

記1. 専決処分事項 和解及び損害賠償額の決定について。2. 専決処分した理由 法律上町の義務に属する損害賠償で、1件50万円以下のものにかかる和解及び損害賠償の額の決定に関する事項。

次のページをお願いします。専決処分は、9月26日に行っております。記1. 専決処分事項 和解及び損害賠償額の決定について。2. 相手方 記載のとおりであります。3. 事故の概要 平成27年6月19日午前9時25分ごろ、字宮平795番地1前の公道において、職員が職務上運転する公用車で左折したところ、自宅車庫より後退で出庫した相手車両と接触し、当該車両を損傷させたことによるものです。4. 損害賠償額 1万7,800円。その内容等については、担当から説明させていただきます。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 私のほうから、専決処分をしましたこの事故につきましての詳細を説明させていただきます。本事故につきましては、当町職員が公用車にて公道を走行中、民地側であります相手方の車が車庫からバックで公道へ進入しようとした際に当方の公用車とぶつかったということであります。事故の責任割合というものがありまして、10パーセントは当方の公用車にも非があるとの判断があり、それに伴い1万7,800円の損害賠償額が生じていることとなります。補足で説明いたしますけれども、図面の状況から言いますと、民地側からバックで出た際に公道を走っています車両にぶつかっている状況ではございますけれども、当方の公用車にも安全運転の義務違反が生じるということもございます、10対0の割合となりますのは停車している車にぶつけるとか後ろから追突とかそういったもので、それ以外につきましてはほぼ責任割合が発生すると聞き及んでおります。それにより、今回につきましては責任割合10パーセントあるという判断での損害賠償となっております。よろしく願いいたします。

○議長 宮城清政君 ただいまの報告について質疑がありましたら発言を許します。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。報告第12号 専

平成 27 年第 3 回定例会 9 月 30 日

決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定）は、これをもって終了します。